

四 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第一号）

改正案	現行
<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号。以下「規則」という。）第百十四条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五條第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>九（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号。以下「規則」という。）第百十四条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五條第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>九（略）</p> <p>4（略）</p>